

# 平戸市医療的ケア児訪問型レスパイト事業利用の流れ（訪問看護ステーション向け）

## 【1】相談

訪問看護を利用している医療的ケア児の保護者等（以下、保護者等とする）から、当該事業についての相談があった場合、状況を確認し、平戸市福祉課（0950-22-9130）までご連絡ください。

## 【2】利用申請

保護者等が記載した申請書類を平戸市役所福祉課へ提出してください。

### ■必要書類

- ・申請書「平戸市医療的ケア児訪問型レスパイト事業利用申請書（様式第1号）」
- ・医療的なケアを受けていることが分かる書類（訪問看護指示書の写し等）

## 【3】利用決定の（却下）の通知

平戸市から指定訪問看護ステーションを経由して利用者へ利用決定通知書を送付します。

## 【4】サービスの利用

サービスの利用日時等について利用希望者と調整してください。

健康保険法の適用となる時間を除いた訪問看護が本事業の対象となるため、長時間の利用や外出先での利用も可能となります。

## 【5】補助金の申請

毎月10日までに平戸市福祉課へ下記の書類を提出してください。

### ■必要書類

- ・平戸市医療的ケア児訪問型レスパイト事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）
- ・平戸市医療的ケア児訪問型レスパイト事業実績内容報告書（様式第4号）
- ・実支出額が確認できる書類

## 【6】交付決定

平戸市医療的ケア児訪問型レスパイト事業補助金交付決定通知書（様式第5号）を訪問看護ステーションへ、その写しを保護者等へ送付します。

## 【7】補助金の支払い

平戸市医療的ケア児訪問型レスパイト事業補助金交付請求書（様式第6号）をご提出ください。後日、訪問看護ステーションの指定口座へ振り込みます。

※保護者等へ請求を行う際、当該補助金に相当する額を利用料から控除する必要があります。その際には、利用者に対し、控除した旨、控除する額を明示しなければなりません。

※様式については、平戸市ホームページに掲載しています。

【お問合せ先】 平戸市役所福祉課障害福祉班（0950-22-9130）